

秋田県条例第四十二号

秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。